

2025年4月9日

保護者様

一宮市立瀬部小学校長

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

(独)日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度は、下記のとおり、学校の管理下で災害(負傷、疾病など)が発生したとき、児童生徒のために災害共済給付(医療費などの支給)を行う、国・教育委員会・保護者の三者による公的共済制度です。

本校としましては、今年度も在校生全員の加入をお願いいたします。

なお、共済給付に係る掛金額は、児童生徒一人あたり年額**935円**であり、一宮市では保護者の方に**460円**のご負担をお願いし、残額は教育委員会の負担となっております。

掛金の保護者負担分につきましては後日納入の依頼をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

1 給付対象・給付金額の概要

災害	災害の範囲	給付金額
けがや病気の場合	医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき500点(5,000円)以上となるもの *特定療養費等保険外診療分は含まれません。	療養に要する費用の額の1割相当額 (病院等窓口での自己負担額がなくても、給付を受けることができます。) *入院時食事療養費の標準負担額も対象。
障害が残った場合	けがや病気が治った後に残った身体の障害で、その程度により1級~14級に区分されます。	障害見舞金(※) 4,000万円(1級)~88万円(14級) *通学中は、その半額
死亡した場合	事故や病気による死亡	死亡見舞金(※) 3,000万円 *通学中・突然死は半額

※災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します

2 給付対象となる「学校の管理下」の範囲

学校の教育活動中(遠足・修学旅行などの校外活動および部活動を含む)、休憩時間中、通学中のすべてを含みます。

以上